



令和3年度募集

占用許可基準緩和 による

助成限度額

10 万円

助成率

2/3

テラス営業支援事業

申請〆切

令和3年 8月31日(火) 郵送・必着

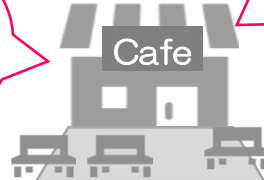
道路占用許可基準の緩和措置(裏面参照)等を活用してテラス営業等を行う際に使うイスやテーブル等を新たに調達する経費の一部を、**都内で飲食店を営む中小企業者(個人事業者を含む)等** に向けて助成します。



食品関係営業許可を有する
中小企業者等(個人事業者を含む)

路上で営業の場合

店舗に隣接する道路が
国道・都道・市区道路等で
「道路占用許可」等を取得した
場合が対象です



店舗敷地内での
営業の場合は対象外
となります

道路占用許可基準の緩和措置等を活用した
テラス等営業

- 対象者** 食品関係営業許可を有し、道路占用許可基準の緩和措置等を活用してテラス営業等を行う
都内中小企業者(個人事業者を含む)・一般財団法人・一般社団法人・NPO法人
※これまでに本助成金の交付決定を受けた事業者は、今回申請できません。
- 受付期間** 令和3年4月5日(月)~8月31日(火) 郵送・必着
- 対象経費** テラス営業等に使用するイス・テーブル等を新たに調達する経費
※占用許可で認められた仮施設を令和3年2月27日から令和3年9月30日までに新たに調達する経費
- 助成限度額** 10万円 (申請できる助成金の下限額: 1万円)
- 助成率** 助成対象と認められる経費の3分の2以内(千円未満は切捨て)

公社 テラス 助成金



<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/terrace.html>



※ **道路占用許可基準の緩和措置**とは… 新型コロナウイルスの影響を受ける飲食店等を支援する緊急措置。地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等がテラス席やテイクアウト等の路上営業を行う基準が緩和されたもの。

許可対象エリア：道路（国道・都道・臨港道路・区市町村道）、都立公園（含海上公園）、再開発等促進区、特定街区内の有効空地

申請から助成金支払いまで
流れ



食品関係営業許可を有する
中小企業者等（個人事業者を含む）、一般財団法人、一般社団法人、NPO 法人

道路許可申請者等から、以下を入手
（1）占用許可書の写し
（2）申請書所定欄への記入・捺印



管轄保健所等へ
（1）テラス営業等について相談・確認
（2）必要な届出等の実施

公社 Web サイトから申請書をダウンロード

申請書の作成

- 申請書（公社指定様式）
- テラス営業を行う場所の周辺図
- 食品関係営業許可書
- 納税証明書（原本）
- 直近1期分の確定申告書
- 履歴事項全部証明書（原本）又は 開業届等届出書（写し）
- 占用許可書、使用許可証 及び 事業計画書等占用許可申請に係る添付書類

申請書の提出（郵送のみ） → 交付決定予定日

令和3年 4月5日（月）～8月31日（火）**必着** → 月末締め、翌月下旬以降

※ 不備・不足のある申請は審査対象外となります。不備不足のないことをお確かめください。

助成事業の実施 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 助成金額の確定

助成金の受け取り



公益財団法人 **東京都中小企業振興公社**

企画管理部 助成課 テラス事業担当



お問い合わせ

03-3251-7866（令和3年3月31日まで）

03-6260-7029（令和3年4月1日からはこちらへ）

公社 テラス 助成 （平日9:00～16:30）

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/terrace.html>